

参考資料2 課題別計画等一覧

関連する主な条例及び課題別計画等（施策目標順）（平成28年3月時点）

※計画（条例・指針）名称に共通する「芦屋市」の表記は省略しています。

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 | |
|----------------------------|--------------------|---|--|---|--|
| 市民参画及び 協働の推進に に関する条例 | 平成19 年条例 第5号 | 市政に対する市民の参画 を推進するためパブリック コメント等の手法などを定め, 協働の拠点と市民活動等への支援を盛り込み, 市民及び市が協働による住み良いまちづくりを目的に制定したもの。 | | 1-2 1-3 7-1 14-1 | |
| 市民参画・協 働推進の指針 | 平成18 年策定 | 市民と行政が,ともに考 え,ともに取り組むため のルールと施策の基本的 な方向性を明らかにする もの。 | | 1-2 1-3 7-1 14-1 | |
| 第2次市民参 画協働推進計 画 | 平成27 ~31年 度 | 市政に対する市民の参画 を推進し,市民と市が協 働して市政を計画的に進 めていくための計画。 | 芦屋市市民 参画及び協 働による市政を総合的 に推進するための計画を定 め,実施するものとする。 芦屋市市民 参画及び協 働による市政を総合的 に推進するための計画を定 め,実施するものとする。 | 1-2 1-3 7-1 14-1 | |
| 第2次地域福 祉計画 | 平成24 ~28年 度 | だれもが住み慣れた地域 で安心して暮らせるよ う,全ての人が互いに認め 合い,尊重しあう共生 社会の実現を目指した計 画。 | 社会福祉法 | 第107条 市町村は,地域 福祉の推進に関する事項と して次に掲げる事項を一 体的に定める計画を策定し, 又は変更しようとするとき は,あらかじめ,住民,社会 福祉を目的とする事業を 経営する者その他社会福祉 に関する活動を行う者の意 見を反映させるために必要 な措置を講ずるよう努める とともに,その内容を公表 するよう努めるものとす る。(以下略) | 1-2 1-3 3-1 5-1 7-1 7-2 7-3 9-1 12-2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|-----------------------------|-------------------|--|---------------------------------------|--|--------------------|
| 文化基本条例 平成 22 年 条例 第1号 | 平成 22 年 条例 第1号 | 文化の振興に関し基本理念を定め、文化の振興を総合的に推進し、豊かな人間性を育む人づくりや個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現を目指して制定されたもの。 | | | 2 - 1 |
| 文化財保護条例 平成元年条例 第7号 | 平成元年条例 第7号 | 本市の文化財を保存し、その活用を図り、市民文化の向上を目指し制定されたもの。 | 文化財保護法 | 第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。 | 2 - 1 |
| 第2次生涯学習推進基本構想 | 平成 21 年策定 | 生涯学習を通しての「人づくり」を推進することにより、本市の将来像がより鮮明なものになってくると考え、平成 5 年（1993 年）の「基本構想」に謳(うた)われた「生涯学習オアシス都市」を新しい視点のもとに見直し、市民に目標をより理解してもらいやすいように「日常をより豊かにするために」という副題を掲げて策定したもの。 | 生涯学習振興法（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律） | (都道府県構想の策定指針まで記載) 第5条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものも含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想を作成することができる。 | 2 - 1 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 | |
|---------------------|--------------------------|--|---------------------|---|----------------------------------|
| 文化振興基本 計画 | 平成 24 ～28 年 度 | 豊かな文化的所産を継 承・活用しながら、市民 一人一人が多様な文化を 享受し、新たな文化の創 造に参加することで、心 の豊かさを真に実感でき る暮らしの実現を目指し て策定した計画。 | 芦屋市文化 基本条例 | 第 8 条 市長は、文化の振 興に関する施策の総合的か つ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基 本的な計画を定めるものと する。 | 2 - 1 |
| スポーツ推進 実施計画 | 平成 26 ～35 年 度 | 「スポーツ振興基本計 画」に基づき取り組ん できたことを基本に据えつ つ、国のスポーツ基本計 画や兵庫県スポーツ推進 計画を参照し、スポーツ を取り巻く環境の変化に 対応しながら、芦屋市が 目指す「すべての市民、 スポーツ団体、学校・大 学、行政等が参画し、さ さえ、連携・協働を推進 し、あしやスポーツ文化 を創る」ための目標や道 筋を示す計画。 | スポート基 本法 | 第 10 条 都道府県及び市 (特別区を含む。以下同 じ。) 町村の教育委員会(地 方教育行政の組織及び運営 に関する法律(昭和 31 年法 律第 162 号) 第 24 条の 2 第 1 項の条例の定めるとこ ろによりその長がスポーツ に関する事務(学校におけ る体育に関する事務を除 く。) を管理し、及び執行 することとされた地方公共 団体(以下「特定地方公共 団体」という。) にあって は、その長) は、スポート 基本計画を参照して、その 地方の実情に即したスporte の推進に関する計画を定 めよう努めるものとす る。 | 2 - 1 |
| 男女共同参画 推進条例 | 平成 21 年 条 例 第 10 号 | 男女共同参画の推進に関 し基本理念を定め、市、 市民及び事業者等の責務 を明らかにするとともに、男女共同参画の推進 に関する市の施策の基本 的事項を定めることによ り、男女共同参画の推進 に関する施策を総合的か つ計画的に推進し、もつ て男女共同参画社会を実 現することを目的に制定 されたもの。 | 男女共同参 画社会基本 法 | 第 9 条 地方公共団体は、 基本理念にのっとり、男女 共同参画社会の形成の促進 に関し、国の施策に準じた 施策及びその他のその地方 公共団体の区域の特性に応 じた施策を策定し、及び実 施する責務を有する。 | 3 - 1 3 - 2 5 - 1 5 - 2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 | |
|-----------------------------------|-----------|---|-----------------------------|---|--------------------------|
| 第3次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 | 平成28～32年度 | 本市が進める人権文化に満ちたまちづくりのため、人権教育・人権啓発に関する施策の推進について基本的な方向を示したもの。 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 | 3-1 |
| 第3次男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン | 平成25～29年度 | 社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくために市が取り組むべき施策の基本的な方向を示す計画。 | 男女共同参画社会基本法 (男女共同参画推進条例) | 第9条 市長は、男女共同参画男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画行動計画を策定する。 第14条第3項 市町村は男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。 | 3-1 3-2 5-1 5-2 |
| 第7次すこやか長寿プラン21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画） | 平成27～29年度 | 高齢社会の問題をすべての世代にわたる問題としてとらえ、保健福祉施策の総合化を図り、「人と人が助け合うぬくもりのある福祉社会」の実現を目指し、高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めるための計画。 | 老人福祉法 | 第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。 | 3-1 7-1 7-2 |
| | | | 介護保険法 | 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。 | |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 | |
|---|---------------------|--|--|--|---|
| 障害者（児） 福祉計画第6 次中期計画 | 平成 27 ～32 年 度 | 障がいのある人すべてが 社会の一員として人権が 尊重されるまちづくりを行 うとともに、障がいのある人 が持てる能力を最大限に発揮 し、地域社会の一員としてともに生 き、支え合うまちとしていくことを目 指し、障がい者施策全般にかかわる 理念や基本的な方針・目標を定めた計 画。 | 障害者基本 法 | 第 11 条第 3 項 市町村は、 障害者基本計画及び都道府 県障害者計画を基本とすると ともに、当該市町村における障 害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障 害者のための施策に関する 基本的な計画を策定しなけ ればならない。 | 3 - 1 7 - 1 7 - 3 |
| 第 4 期障害福 祉計画 | 平成 27 ～29 年 度 | 障がいのある人の地域生 活や一般就労などの支援 に向けて目標を設定し、 障がい福祉サービス等の 見込量やその基盤整備に 向けた方策を定めた計 画。 | 障害者の日 常生活及び 社会生活を 総合的に支 援するため の法律 | 第 88 条第 1 項 市町村は、 基本指針に即して、障害福 祉サー・ビスの提供体制の確 保その他この法律に基づく 業務の円滑な実施に関する 計画を定めるものとする。 | 3 - 1 7 - 1 7 - 3 |
| 配偶者等から の暴力対策基 本計画 (*DV 対策基本計 画) | 平成 23 ～29 年 度 | 幅広い関係機関の連携の もと、暴力を容認しない 社会環境づくりや被害の 防止のために次の世代に * DV を残さない教育 (*DV の予防) を進め、 被害者の早期発見・安全 確保を図り、被害者の立 場に立った切れ目のない 施策に取り組むことを目 的とした計画。 | 配偶者から の暴力の防 止及び被 害者の保護等 に関する法 律 | 第 2 条の 3 第 3 項 市町村 は、基本方針に即し、かつ、 都道府県基本計画を勘案し て、当該市町における配偶 者からの暴力の防止及び被 害者の保護のための施策の 実施に関する基本的な計 画を定めるよう努めなけれ ばならない。 | 3 - 2 |
| 第 2 期教育振 興基本計画 | 平成 28 ～32 年 度 | 教育基本法第 17 条に基 づき策定するもので、本 市の教育においても今後 は、問題意識をもち、自 ら考え、人と交流しなが ら課題に向き合い、心身 ともにたくましく生きる 力の育成がますます重要 になるため、“芦屋で育 てる子ども”の観点から、本 市が教育を目指す姿を明 確にし、重点的に取り組 む中期的な考え方や具体 的施策を示す計画。 | 教育基本法 | 第 17 条第 2 項 地方公共 団体は、前項の計画を参酌 し、その地域の実情に応じ、 当該地方公共団体における 教育の振興のための施策に 関する基本的な計画を定め るよう努めなければなら ない。 | 4 - 1 4 - 2 4 - 3 5 - 1 5 - 2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|--|---------------------|--|-----------------------|--|---------------------------|
| いじめ防止基 本方針 | 平成 26 年12月 策定 | いじめ防止等（いじめの 防止、いじめの早期発見 及びいじめへの対処）の ための対策を総合的・効 果的に推進するために基 本的な方針を示すもの。 | いじめ防止 対策推進法 | 第12条 地方公共団体は、 いじめ防止基本方針を参酌 し、その地域の実情に応じ、 当該地方公共団体における いじめの防止等のための対 策を総合的かつ効果的に推 進するための基本的な方針 を定めるよう努めるものと する。 | 4 - 1 |
| 公共施設の保 全計画 | 平成 24 年策定 | 現在市が保有する公共施 設（建築物）の実態把握 を行い、効率的かつ適切 な維持管理を行うことを 目的として策定した施設 の改修等計画。 | | | 4 - 1 13 - 2 15 - 1 |
| 子ども・若者 計画 | 平成 27 ~31 年 度 | 子ども・若者育成支援推 進法に基づいて、全ての 子ども・若者の健全育成、 社会生活を営む上で困難 を有する子ども・若者の 支援及び社会で支えるた めの環境整備を目的とし て策定した計画。 | 子ども・若 者育成支援 推進法 | 第9条第2項 市町村は、 子ども・若者育成支援推進 大綱（都道府県子ども・若 者計画が作成されていると きは、子ども・若者育成支 援推進大綱及び都道府県子 ども・若者計画）を勘案し て、当該市町村の区域内に おける子ども・若者育成支 援についての計画を作成す るよう努めるものとする。 | 4 - 2 |
| 子ども・子育 て支援事業計 画及び次世代 育成支援対策 推進行動計画 | 平成 27 ~31 年 度 | 子ども・子育て支援新制 度に伴い、幼児期の教 育・保育、地域の子ども・ 子育てを総合的に推進し ていくため、 「次世代育成支援対策推 進行動計画（後期）」を 踏まえ策定した計画。 | 子ども・子 育て支援法 | 第61条第1項 市町村は、 基本指針に即して、5年を 1期とする教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事 業の提供体制の確保その他 この法律に基づく業務の円 滑な実施に関する計画を定 めるものとする。 | 4 - 3 5 - 1 5 - 2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|----------------------------------|---|--------------------|--|--------------------|
| 第2次健康増進・食育推進計画 平成25～29年度 | 『みんなで健やか元気なあしや』を目指し、健康づくりと食育の分野の取組を相関的に進めていく計画。 | 健康増進法 食育基本法 | 第8条第2項 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。 | 5-1 6-1 |
| | | | 第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。 | |
| 新型インフルエンザ等対策行動計画 平成26年度策定 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、国及び県行動計画における考え方や基準を踏まえ新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する対策等を定めた計画。 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法 | 第8条第1項 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域内に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。 | 6-1 |
| 市立芦屋病院中期経営計画 平成26～30年度 | 医療を取り巻く社会環境を踏まえ経営健全化を一層進めるために、平成26年度（2014年度）から5か年を対象に策定。基本的な考え方としては、平成25年（2013年）に完工した新築病院施設の有効活用を図り、現存診療機能の充実を行う。具体的には、超高齢化社会に対応した、患者が病気と共に存しながら生活の質（QOL）の維持・向上を目指し、地域全体で支える「地域完結型医療」に取り組むもの。 | | | 6-2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|---------------------|-------------------|---|----------------|--|
| 戸屋市民の生活安全の推進に関する条例 | 平成 13 年 条例 第 17 号 | 市民の安全意識の高揚及び自主的な生活安全活動の推進を図るとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、犯罪及び事故を防止し、もって市民が安心して暮らせるまちを実現することを目的に制定されたもの。 | | 8 - 1 8 - 2 |
| 犯罪被害者等支援条例 | 予定 | 犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等に対する支援について、その基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | 犯罪被害者等基本法 | 第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 |
| (仮称)消費者教育基本計画 | 平成 28 年度(策定予定) | 消費者教育の推進に関する法律に基づき、幼児期から高齢期まで生涯を通じた消費者教育を体系的・効果的に推進するための計画。 | 消費者教育の推進に関する法律 | 第 10 条第 2 項 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|---------------------------------|---|---|-------------------------------------|---|
| 暴力団排除条例 平成 24 年 条例 第 30 号 | 本市における暴力団の排除の推進に關し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活を確保すること目的に制定されたもの。 | | | 8 - 2 |
| 地域防災計画 | 毎年更新 | 本市の地域に係る災害に關し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市民の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的とした計画。 | 災害対策基本法 | 第 5 条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。 |
| 水防計画 | 毎年更新 | 本市の地域に係る災害に關し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市民の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的とした計画。 | 水防法 | 第 33 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。 |
| 国民保護計画 | 平成 19 年度～ | 平成 17 (2005) 年 3 月に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」に基づき、国の省庁などの指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれの立場で実施する国民の保護のための措置の内容や実施方法などについて国民保護法に基づいて定める計画。武力攻撃災害への対処や国民生活の安定に向けて行う措置の内容と実施方法を定めたもの。 | 国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律） | 第 35 条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 | |
|-------------------------|-------------------------|---|--------------------------------------|--|-----------------|
| 斜面地建築物 の制限に関する 条例 | 平成 18 年 条例 第 17 号 | 建築物の構造の制限及び 容積率の算定に係る地盤 面の設定に関し必要な事 項を定めることにより、 斜面地に建築される建築 物とその周辺地域の住環 境との調和を図るととも に、斜面地の安全性を確 保することを目的に制定 されたもの。 | 建築基準法 第 50 条及 び第 52 条 第 5 項 | 第 50 条 用途地域、特別用 途地区、特定用途制限地域、 都市再生特別地区又は特定 用途誘導地区内における建 築物の敷地、構造又は建築 設備に関する制限で当該地 域又は地区の指定の目的の ために必要なものは、地方 公共団体の条例で定める。 第 52 条第 5 項 高層住居誘 導地区内の建築物（第 6 号 に掲げる建築物を除く。） であって、その住宅の用途 に供する部分の床面積の合 計がその延べ面積の 3 分の 2 以上であるもの（当該高 層住居誘導地区に関する都 市計画において建築物の敷 地面積の最低限度が定めら れたときは、その敷地面積 が当該最低限度以上のもの に限る。第 56 条第 1 項第 2 号ハ及び別表第 3 の 4 の項 において同じ。）当該建築 物がある第一種住居地域、 第二種住居地域、準住居地 域、近隣商業地域又は準工 業地域に関する都市計画に おいて定められた第二号に 定める数値から、その 1.5 倍以下で当該建築物の住宅 の用途に供する部分の床面 積の合計のその延べ面積に 対する割合に応じて政令で 定める方法により算出した 数値までの範囲内で、当該 高層住居誘導地区に関する 都市計画において定められ たもの。 | 9 - 2 10 - 2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 | |
|---------------------|--|---|--|---|-------------|
| 耐震改修促進 計画 | 平成 20 ～37 年 度 | 市内の建築物の耐震診断 及び耐震改修の実施に關 する目標並びに促進を図 るための施策に関する事 項等を定めた計画。 | 建築物の耐 震改修の促 進に関する 法律 | 法律第 6 条第 1 項 市町村 は、都道府県耐震改修促進 計画に基づき、当該市町村 の区域内の建築物の耐震診 断及び耐震改修の促進を図 るための計画を定めるよう 努めるものとする。 | 9-2 13-1 |
| 下水道中期ビ ジョン | 平成 23 ～32 年 度 | 地域の現状と課題を踏ま え、地域住民等にとって 分かりやすい成果目標を 設定し、地域の将来像の 実現に向けた下水道の取 組方針を定めることを目的 として策定したもの。 | | | 9-2 13-2 |
| 公共下水道事 業計画 | 平成 23 ～28 年 度 | 適正な下水道事業の運営 を行うことを目的とし て、継続して良好な都市 環境の整備と公共用水域 の水質保全および地域環 境の向上を図るため策定 した計画。 | 下水道法 | 第 4 条第 1 項 前条の規定 により公共下水道を管理す る者は、公共下水道を設置 しようとするときは、あら かじめ、政令で定めるところ により、事業計画を定め なければならない。 | 9-2 13-2 |
| 下水道長寿命 化計画 | 平成 25 ～29 年 度 平成 26 ～30 年 度 | 下水道施設の老朽化等に 起因した道路陥没や機能 停止を未然に防ぐため、 ライフサイクルコストの 最小化及び単年度支出の 平準化を行うための計 画。 | | | 9-2 13-2 |
| 水道ビジョン | 平成 26 ～37 年 度 | 平成 21 年（2009 年）に 策定した芦屋市水道ビジ ョン（平成 21 年～32 年） に対し、平成 26 年度 （2014 年）に見直し改 定した。経営目標を「持 続ある水道」、「安心で 安定した水道」、「環境 への配慮と情報公開」と して主要施策と目標を定 め策定したもの。 | 平成 26 年 3 月 19 日 付、厚生労 働省健康局 水道課長通 知（健水発 0319 第 3 号）「水道 事業ビジョ ンの作成に ついて」 | | 9-2 13-2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|--|---|-----------------|---|--------------------|
| 緑ゆたかな美しいまちづくり条例 平成 11 年 条例 第 10 号 | 健全で恵み豊かな環境の保全に関する基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし制定したもの。 | | | 10-1 11-1 |
| 第 3 次環境計画 平成 27 ~36 年度 | 「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」第 7 条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として、平成 7 年(1995 年)9 月に第 1 次を策定した計画。その後、第 2 次を平成 17 年(2005 年)7 月に策定。近年の社会情勢及び本市の環境の現状、市民意識等を踏まえ、新たに第 3 次環境計画を平成 27 年(2015 年)3 月に策定。 | 緑ゆたかな美しいまちづくり条例 | 第 7 条 市は、この条例の目的を達成するため、環境計画を定めなければならない。 | 10-1 11-1 |
| 緑の基本計画 (都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 平成 17 ~32 年度 | 「都市緑地法」および「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の規定に基づき、まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市全体として、緑ゆたかなまちを孫子に引き継いでいこうとする計画。 | 都市緑地法 | 第 4 条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。 | 10-1 13-1 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|---|---|-------------|--|--------------------|
| 森林整備計画 平成 24 ～33 年 度 | 民有林について全国森林 計画に定める造林面積等 の目標や基準を各地域の 特性に応じて実施運用す るため、森林計画区毎に 森林施業上の指標を設定 し森林整備の方向を定め る計画。 | 森林法 | 第 10 条の 5 市町村は、そ の区域内にある地域森林計 画の対象となっている民有 林につき、5 年ごとに、当 該民有林の属する森林計画 区に係る地域森林計画の計 画期間の始期をその計画期 間の始期とし、10 年を 1 期 とする市町村森林整備計画 をたてなければならない。 (以下略) | 10-1 |
| 生活環境保全 のための建築 物等の規制に 関する条例 平成 8 年 条例 第 25 号 | 良好な住環境と教育環境 を保全するため、遊技場 及びホテルについて規制 を行い、国際文化住宅都 市としての個性を維持す ることを目的に制定され たもの。 | | | 10-2 |
| 地区計画の区 域内における 建築物の制限 に関する条例 平成 14 年 条例 第 27 号 | 地区計画の区域内におけ る建築物の敷地、構造及 び用途に関する制限を定 め、適正な都市機能と健 全な都市環境を確保する ことを目的に制定され たもの。 | 建築基準法 | 第 68 条の 2 市町村は、地 区計画等の区域（地区整備 計画、特定建築物地区整備 計画、防災街区整備地区整 備計画、歴史的風致維持向 上地区整備計画、沿道地区 整備計画又は集落地区整備 計画が定められている区域 に限る。）内において、建 築物の敷地、構造、建築設備 又は用途に関する事項で当 該地区計画等の内容として 定められたものを、条例で、 これらに関する制限として 定めることができる。 | 10-2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 | |
|---------------------|-------------------|--|-------------|---|--------------|
| 建築協定に関する条例 | 昭和 43 年 条例 第 23 号 | 住環境の維持保全等のため関係権利者が、建築物（敷地・位置・構造・用途・形態・意匠）又は建築設備に関する基準を自主的に策定し、市長の認可を受けて協定を締結することができる旨を定めたもの。 | 建築基準法 | 第 69 条 市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法第 98 条第 1 項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 83 条において準用する場合を含む。次条第 3 項、第 74 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 75 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 5 項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に對応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる旨を、条例で、定めることができる。 | 10-2 |
| 住みよいまちづくり条例 | 平成 12 年 条例 第 16 号 | 住環境の保全及び育成について、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにし、住みよいまちの実現に資するものとして制定したもの。 | | | 10-2 13-1 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|------------------------------|--|-------------|--|----------------------|
| 都市景観条例 平成 21 年 条例 第 25 号 | 緑ゆたかな美しい芦屋の景観を保全育成し、あるいは創出するために市長・市民・事業者等の責務を明らかにし、建築物等に対するデザイン面外観の意匠又は色彩等について助言（指導）によって優れた景観の形成を誘導するものとして制定したもの。 | | | 10-2 13-1 |
| 屋外広告物条例 平成 27 年 条例 第 54 号 | 屋外広告物及び広告物を掲出する物件について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。 | | | 10-2 |
| 都市計画マスター・プラン 平成 24 ~32 年度 | 正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、平成 4 年(1992 年)、都市計画法の改正により定めるものとされている。内容は住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定める計画。 | 都市計画法 | 第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。 | 10-2 12-2 13-2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 | |
|----------------------------|--------------------------|--|---------------|---|--------------|
| 景観形成基本 計画 | 平成 26 年 度 改 定 | 景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画。 | 芦屋市都市 景観条例 | 第4条 市は、この条例の目的を達成するため、景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画を策定し、その計画に基づき景観の形成の施策を実施しなければならない。 | 10-2 13-1 |
| 景観計画 | 平成 27 年 度 施 行 | 景観法に基づき、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置が可能となる。 | 景観法 | 第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。 | 10-2 13-1 |
| 廃棄物の減量 及び適正処理 に関する条例 | 平成 12 年 条 例 第 32 号 | 廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定されたもの。 | | | 11-1 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 | |
|---------------------|-------------------|--|--------------------------|---|--------------|
| 第4次環境保全率先実行計画 | 平成28～32年度 (予定) | 本市が一事業者、一消費者としての立場から、環境への負荷の低減に率先した取組を行うとともに、特に地球温暖化防止対策を行うため温室効果ガスの削減に向け策定した行動計画。平成12年度(2000年年度)に第1次、平成18年度(2006年年度)に第2次、平成22年度(2010年年度)に第3次計画を策定。第3次計画の目標年次である平成27年度中に温室効果ガス排出量の削減をより計画的に推進するため、新たに第4次率先実行計画を策定。 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。 | 11-1 |
| 一般廃棄物処理基本計画 | 平成23～32年度 | 平成17年(2005年)5月に策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」について、平成20年(2008年)月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定されたことにより、「資源が循環し、地球温暖化が防止される芦屋市を目指した、未来の市民に誇れるごみ処理システムの構築」を基本理念として、平成23年度(2011年度)を始期として総合的に見直し、策定した計画。 | 廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律) | 第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。 | 11-1 13-2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|--|--|---|---|--------------------|
| 分別収集計画 平成 26 ～30 年 度 | 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第 8 条に基づき、一般廃棄物中の容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、市がそれぞれ、の役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって、取り組むべき方針を示した計画。 | 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律） | 第 8 条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を 1 期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めなければならない。 | 11-1 |
| 清潔で安全・ 快適な生活環 境の確保に關 する条例 平成 19 年 条 例 第 13 号 | 通称：市民マナー条例 歩行喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間の花火、落書き等の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的に制定したもの。 | | | 11-2 |
| 市民マナー条 例推進計画 平成 26 ～30 年 度 | 市民一人一人が「市民マナー条例」を再認識し、本条例を社会的なルールとして定着させ、市と市民及び事業者が協働して、より一層清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するため平成 26 年（2014 年）3 月に策定した計画。 | 芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例 | 第 16 条 市は、市民及び事業者と協力し、この条例の目的を達成するために必要な啓発、指導その他の活動の推進に関する計画を定めるものとする。 | 11-2 |
| 第 10 次交通 安全計画 平成 28 ～32 年 度 (予定) | 総合的かつ計画的に交通安全対策を推進するため策定した計画。 | 交通安全対策基本法 | 第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。 | 12-1 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 | |
|---------------------|-----------------------|--|--|---|------|
| 交通バリアフ リー基本構想 | 平成 19 年策定 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成 18 年（2006 年）12 月に施行され、高齢者、障がいのある人などの自立した日常生活および社会生活を確保するため、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物などに関する移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上を目的として策定したもの。鉄道駅などの旅客施設および車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物のバリアフリー化や高齢者、障がいのある人などが生活上利用する施設を含む一定の地区において、バリアフリー化を重点的・一体的に推進を図ることとしている。 | バリアフリ ー法（高齢 者、障害者 等の移動等 の円滑化の 促進に関す る法律） | 第 25 条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができる。 | 12-2 |
| 公共施設等総 合管理計画 | 平成 28 年度（策 定予定） | 地方公共団体が所有する全ての公共施設等について、地域の実情に応じた総合的かつ計画的に管理する計画で、公共施設等の現況及び将来の見通しとともに公共施設等の総合的な基本的な方針などを示すもの。 | 平成 26 年 4 月 22 日 付総務大臣 通知「公共 施設等の総 合的かつ計 画的な管理 の推進につ いて」 | 12-3 13-2 15-1 | |
| 道路橋長寿命 化修繕計画 | 平成 27 ～36 年 度 | 従来の事後的対応から予防的な修繕及び架替えへ転換を図り、橋梁の長寿命化並びに費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保するための計画。 | | 12-3 | |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 | |
|----------------------------|-----------------------------|--|--|--|------|
| 住宅マスター プラン（住生 活基本計画） | 平成 20 ～29 年 度 | 今後の住宅政策の基本的 指針を示すとともに、各 分野との連携のもと、こ れに基づく施策の体系化 を図り、市民の住生活の 安定の確保及び向上を基 本に、市民、事業者と行 政等の参画と協働による すまい・まちづくりを総 合的かつ効果的に進めて いくために策定した計 画。 | 住生活基本 法 | 第 17 条 都道府県は、全国 計画に即して、当該都道府 県の区域内における住民の 住生活の安定の確保及び向 上への促進に関する基本的な 計画を定めるものとする。 | 13-1 |
| 市営住宅等ス トック総合活 用計画 | 平成 22 ～41 年 度 | 今後の市営住宅等の計画 的な修繕、改善、建替など のストックの活用手法 を定め、長期的な維持管 理を実現するとともに、 予防保全的な観点から修 繕や改善の計画を定めて 事業を推進することによ り、ストックの長寿命化 による更新コストの削減 と事業量の平準化を図る ことを目的として策定し た計画。 | 平成 21 年 3月 27 日 付、国住備 第 147 号 国土交通省 住 宅 局 長 「公営住宅 等長寿命化 計画の策定 について」 | 公営住宅等の分野におい て、確実な点検の実施及び その点検結果に基づく維持 管理により更新コストの削 減を目指すため、平成 21 年 度より、公営住宅等長寿命 化計画の策定及びこれに基 づく予防保全的な維持管 理、長寿命化に資する改善 を推進していくこととす る。 | 13-1 |
| 公園施設長寿 命化計画 | 平成 28 ～37 年 度 (予定) | 公園施設の老朽化が進む 中で、財政上の理由など で適切な維持管理・更新 が困難となっている。既 存ストックの機能を維持 しながら、予防保全型管 理を行うことで、都市公 園の計画的な維持管理を 行うため策定した計画。 | | | 13-2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|-------------------------------|--|----------------------|---|--------------------|
| 情報公開条例 平成 14 年 条例 第 15 号 | 市民の知る権利に基づき、公文書の公開を請求する権利を保障し、市の持つ情報を一層公開することにより、市民と市の相互理解を促進し、公正で民主的な市政の実現に資することを目的に制定されたもの。 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 | 第 25 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。 | 14-1 |
| 情報提供の推進に関する指針 平成 17 年策定 | 芦屋市情報公開条例第 23 条の規定に基づき、公文書の公開と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供するため、情報提供の推進について必要な事項を定めたもの。 | 芦屋市情報公開条例 | 第 23 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、公文書の公開の実施と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めるものとする。 | 14-1 |
| 附属機関等の設置等に関する指針 平成 16 年策定 | 市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めたもの。 | | | 14-1 |
| 個人情報保護条例 平成 16 年 条例 第 19 号 | 市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに關し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたもの。 | 個人情報の保護に関する法律 | 第 5 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。 | 14-2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|---------------------|----------------|--|-------------------------------------|---|--------------------|
| 行政手続条例 | 平成 11 年 条例 第3号 | 行政手続法に基づき、市が行う処分、指導及び届出に関する手続について、一定のルール化を図り、市の事務を一層公正で透明なものにして市民の権利や利益を保護しようとするもの。 | 行政手続法 | 第 46 条 地方公共団体は、第 3 条第 3 項において第 2 章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 | 14-2 |
| 人材育成基本方針 | 平成 26 年 3 月 改定 | 市職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策（学習的風土づくり、職員研修の充実、人材育成推進体制等）を示したもの。 | 平成 9 年自治省「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」 | 職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を各地方公共団体が策定すること。 | 14-2 |
| 人材育成実施計画 | 平成 27 ~29 年度 | 人材育成基本方針に基づき、計画的に人材育成を行ふため、具体的な取組事項を掲げ策定した今後の進行計画。 | | | 14-2 |
| 危機管理指針 | 平成 25 年改定 | 危機管理の基本的な考え方を示し、様々な不測の事態に対する市の危機管理について、整備・充実させ、市民の生命、身体、財産等への被害・影響や行政運営への支障を最小限に抑制するために示されたもの。 | | | 14-2 |

| 計画（条例・指針） 名称・期間等 | 解説等 | 主たる 根拠法令 | 策定義務等を定めた箇所 | 関係する 主な施策 目標 |
|---------------------|--------------------------|--|---|---|
| 行政改革実施 計画 | 平成 24 ～28 年 度 | これまでの行政改革の中で取組方法が明確でなかった項目、目標達成でのきなかつた項目などの反省点を踏まえ、達成に至る具体的な方法を明示しながら「課題解決型」の行政改革を目指し策定した計画。 | 行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律） | 第 3 条 国及び地方公共団体は、次章に定める重点分野について、前条の基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。 15-1 15-2 |
| 創生総合戦略 | 平成 27 ～31 年 度 | 「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、本市の人口減少対策として策定した計画で、「安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する」「若い世代の子育ての希望をかなえる」を基本目標としている。 | まち・ひと・しごと 創生法 | 第 10 条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。 15-1 |
| 債権管理に する条例 | 平成 21 年 条 例 第 13 号 | 市の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務処理について必要な事項を定めたもの。 | | 15-2 |